

議 第 105 号

平成29年 2 月 21 日提出

上益城郡益城町と熊本市との間における学校給食の実施に関する事務の
委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、上益城郡益城町の学校給食の実施に関する事務を熊本市が受託するため、協議により別紙のとおり規約を定める。

熊本市長 大 西 一 史

（提出理由）

上益城郡益城町と熊本市との間における学校給食の実施に関する事務の委託について、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

上益城郡益城町と熊本市との間における学校給食の実施に関する事務の 委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 上益城郡益城町(以下「甲」という。)は、次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を熊本市(以下「乙」という。)に委託する。

(1) 学校給食法(昭和29年法律第160号)の規定に基づき、甲が義務教育諸学校の設置者の任務として次に掲げる小学校及び中学校において実施すべき学校給食の調理に関する事務

ア 益城町立広安小学校

イ 益城町立広安西小学校

ウ 益城町立益城中央小学校

エ 益城町立木山中学校

オ 益城町立益城中学校

(2) 前号に掲げるもののほか、学校給食の実施に関し甲及び乙の長が協議して定める事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、甲及び乙の長が協議して定める。

第4条 乙の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において計上するものとする。

(決算の措置)

第5条 乙の長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、委託事務に関する部分を甲の長に通知するものとする。

(連絡会議)

第6条 甲及び乙の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、定期的に連絡会議を開くものとする。

(条例等の制定又は改廃)

第7条 乙の長は、委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ甲の長に通知しなければならない。

2 乙の長は、前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を甲の長に通知しなければならない。

3 甲の長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(協議)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙の長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、この規約の告示の日から施行する。

2 甲の長は、この規約の告示の際、委託事務に関する乙の条例等が、甲に適用される旨及びこれらの条例等を併せて公表するものとする。

3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙の長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

4 乙がこの規約の施行の日前においてこの規約の実施のためにした準備行為に係る経費の負担については、甲及び乙の長が協議して定める。